

別記様式 2

生産行程管理業務規程

平成31年2月7日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒018-0322) ^{アキタケンニカホシオオタケアザシモゴ}秋田県にかほ市大竹字下後24

名称（フリガナ）：^{オオタケイチジクノカイ}大竹いちじくのかい

代表者（管理人）の氏名及び役職：^{オイチョウ}会長 ^{ストウ}須藤 ^{ヒデアキ}秀昭

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（いちじく）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{オオタケイチジク}大竹いちじく、Otake Ichijiku

4 明細書の変更

大竹いちじくのかいは、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係わる明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 品種・栽培方法の確認

大竹いちじくのかいは、生産者に毎年8月末までに「栽培管理報告書」を作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに、大竹いちじくのかい役員が、生産者に対し、明細書8に記載の剪定・芽かき講習会終了後、それぞれ1ヶ月の期間内で現地調査を実施し、品種・栽培方法を遵守しているか否かを確認する。

(2) 出荷規格・最終製品の確認

大竹いちじくのかいの選別・包装・集計は、生産者において行う。大竹いちじくのかい役員は、出荷最盛期である9月から10月の間に1回以上巡回し、出荷規格・最終製品の確認（以下「現物確認」という。）を行うこととする。また最終出荷後、大竹いちじくのかいは生産者に対し「出荷実績報告書」を作成・提出させる。報告書の確認については、大竹いちじくのかい役員が、翌1月末を目処に実施する。

(3) 臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産の方法が遵守されていないと疑われる場合は、大竹いちじくの会は臨時に現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

大竹いちじくの会は、明細書に記載の生産の方法の各基準を遵守した生産が行われていないことが確認された場合には、生産者に対して指導した上で警告を発し、是正を求める。警告を発したにも関わらずこれに従わない場合には、大竹いちじくの会は当該生産者から地理的表示である「大竹いちじく」及び登録標章を表示したシール（以下「シール」という。）を没収の上、是正されるまでの間、「大竹いちじく」としての出荷を禁止する。

また、大竹いちじくの会は、生産者に対し、毎年講習会等の機会を利用し、明細書「6 農林水産物等の生産の方法」に記載の生産方法を周知徹底させるものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 大竹いちじくの会は、前記5(1)(2)において、明細書に記載の生産の方法の各基準を全て満たしているいちじくのみであることを確認する。前記5(2)においては、最終製品又はその包材に大竹いちじくの会で管理しているシールが貼付されているかも確認する。
- (2) 大竹いちじくの会は、前記5(2)の「現物確認」の際に、以下のいちじくがあるか否かを確認する。
 - ① 明細書に記載の生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないいちじくにもかかわらず、地理的表示である「大竹いちじく」及び登録標章が使用されているいちじく
 - ② 地理的表示である「大竹いちじく」のみが使用されているいちじく
 - ③ 登録標章のみが使用されているいちじく
 - ④ 地理的表示である「大竹いちじく」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているいちじく

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 大竹いちじくの会は、前記7において確認された以下の場合には、該当生産者に対し、警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、大竹いちじくの会は当該生産者からシールを没収し、是正されるまでの間「大竹いちじく」としての出荷を禁止する。

- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないいちじくに、地理的表示である「大竹いちじく」及び登録標章が使用されている場合
 - ② 地理的表示である「大竹いちじく」のみが使用されている場合
 - ③ 登録標章のみが使用されている場合
 - ④ 地理的表示である「大竹いちじく」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている場合
- (2) 大竹いちじくの会は、年1回、地理的表示の使用等について研修会を行い、地理的表示である「大竹いちじく」及び登録標章の適正な使用及び記録の作成について徹底を図る。

9 実績報告書の作成等

大竹いちじくの会は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として、年度終了後2ヶ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として以下の資料
大竹いちじくの会が作成した確認記録一覧（地理的表示等の使用状況の記録を含む）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

大竹いちじくの会は、前記9において提出した資料に加えて以下の書類を、大竹いちじくの会の事務所（にかほ市大竹字下後26）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 栽培管理報告書
- (2) 出荷実績報告書

11 連絡先

